

◆物品契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和元年度第3四半期分

整理番号	案件名称	物品種目	納入場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由書 （随意契約理由書番号）
1	ギヤカップリング1ほか1点（平野工場） 買入	019産業用 機器	平野工場	J F Eエンジニアリン グ(株)	2,143,350	令和元年10月8日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30
2	可動火格子ほか4点（平野工場）買入	019産業用 機器	平野工場	J F Eエンジニアリン グ(株)	16,297,600	令和元年10月8日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30
3	ボイラーチューブ（曲管）#1ほか10点 （八尾工場）買入	019産業用 機器	八尾工場	三菱重工環境・化 学エンジニアリング(株)	8,888,000	令和元年10月28日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30
4	減温塔噴霧ノズル用部品#1ほか4点 （八尾工場）買入	019産業用 機器	八尾工場	三菱重工環境・化 学エンジニアリング(株)	1,870,000	令和元年10月28日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30
5	ボイラー用肉盛溶接管1ほか11点（平 野工場）買入	019産業用 機器	平野工場	J F Eエンジニアリン グ(株)	58,670,700	令和元年10月29日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30
6	加熱脱塩素化処理装置用ヒーター（平 野工場）買入	019産業用 機器	平野工場	日立造船(株)	3,520,000	令和元年10月30日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30
7	ピースカッターほか23点（舞洲工場） 買入	019産業用 機器	舞洲工場	日立造船(株)	40,227,000	令和元年10月30日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30
8	スイングパドルほか3点（舞洲工場）買 入	019産業用 機器	舞洲工場	日立造船(株)	2,899,600	令和元年11月7日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30
9	投入扉スライドゲート巻上装置（舞洲工 場）買入	019産業用 機器	舞洲工場	日立造船(株)	3,498,000	令和元年11月7日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30
10	A Oモジュールほか3点（西淀工場）買 入	019産業用 機器	西淀工場	富士電機(株)	3,745,500	令和元年11月8日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30
11	エレメントパイプ（平野工場）（その2） 買入	019産業用 機器	平野工場	J F Eエンジニアリン グ(株)	1,980,000	令和元年11月15日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30

◆物品契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和元年度第3四半期分

整理 番号	案件名称	物品種目	納入場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由書 （随意契約理由書番号）
12	火格子部品 # 1ほか17点（東淀工場）買入	019産業用 機器	東淀工場	日立造船(株)	19,707,600	令和元年12月6日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30
13	フィードテーブル先端鋳物ほか1点（八尾工場）買入	019産業用 機器	八尾工場	三菱重工環境・化 学エンジニアリング(株)	3,630,000	令和元年12月6日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30
14	コンベヤ用エプロン（舞洲工場）買入	019産業用 機器	舞洲工場	日立造船(株)	4,620,000	令和元年12月11日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30
15	電気がバナ（平野工場）買入	019産業用 機器	平野工場	J F Eエンジニアリン グ(株)	4,070,000	令和元年12月16日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30
16	加熱脱塩素化装置部品 # 1ほか2点 （東淀工場）買入	019産業用 機器	東淀工場	日立造船(株)	2,736,800	令和元年12月24日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G30

随意契約理由書

1 案件名称

ギヤカップリング1ほか1点(平野工場)買入

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するギヤカップリング1ほか1点は、平野工場ボイラ設備のボイラ給水ポンプ及び脱気器給水ポンプの主要部品であり、JFEエンジニアリング(株)と(株)荏原製作所により設計された特殊品である。従って本部品は、形状寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品を使用することは不可能である。

(2) 業者選定理由

本部品はJFEエンジニアリング(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、JFEエンジニアリング(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場
(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

可動火格子ほか4点（平野工場）買入

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入する可動火格子ほか4点は、J F Eエンジニアリング(株) 設計・施工による平野工場焼却設備の主要部品であり、本製品の詳細寸法、仕様、材質は、非公開のため他社では構造を知りえず、同社以外の製品を使用することは不可能である。

（2）業者選定理由

本部品はJ F Eエンジニアリング(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、J F Eエンジニアリング(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場
(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

ボイラーチューブ（曲管）#1ほか10点（八尾工場）買入

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

（1）機種選定理由

今回買入するボイラーチューブ（曲管）#1ほか10点は、三菱重工業（株）において独自の技術により設計・施工されたボイラー設備の一構成部品であり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って本製品の詳細寸法及びボイラー設計条件は、当該会社のみが知り得るものであり、他社においては本製品の製作は不可能である。

なお、三菱重工業（株）については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）に統合し、事業実施していることから、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）製の製品を指定する。

（2）業者選定理由

本部品は三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 八尾工場
（電話番号072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

減温塔噴霧ノズル用部品# 1ほか4点（八尾工場）買入

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する減温塔噴霧ノズル用部品は、減温塔噴霧ノズル器の一部構成部品であり当該会社独自の技術により設計・制作されたものである。

したがって、本部品は形状寸法及び性能保証の関係から他社製品を使用できない。

以上の理由により、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社の製品を指定するものである。

業者選定理由

本製品は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

(電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

ボイラー用肉盛溶接管 1 ほか 1 1 点 (平野工場) 買入

2 契約の相手方

J F E エンジニアリング (株)

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

今回購入するボイラー用肉盛溶接管 1 ほか 1 1 点は、J F E エンジニアリング (株) 製の平野工場ボイラー設備に使用するものであり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・ボイラー設備条件との関係上、他社においては製作不可能である為、J F E エンジニアリング (株) の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

本部品は J F E エンジニアリング (株) が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、J F E エンジニアリング (株) と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 0 6 - 6 7 0 7 - 3 7 5 3)

随意契約理由書

1. 案件名称

加熱脱塩素化处理装置用ヒーター（平野工場）買入

2. 契約の相手方

日立造船株式会社

3. 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する製品は、当工場の集じん設備に付属する捕集灰無害化处理設備で使用している、日立造船株式会社製「加熱脱塩素化处理装置」の専用部品であり、他社では加熱脱塩素化处理装置への取付や性能保証ができる部品の製作が不可能であるため、日立造船株式会社の製品を指定する。

業者選定理由

今回購入する製品は、日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船株式会社と随意契約を行う。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合

平野工場（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

ピースカッターほか23点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

今回購入するピースカッターほか23点は、日立造船(株)施工による舞洲工場破碎施設における可燃・不燃設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開のため他社では知りえず、使用部品の調達が可能である。よって、日立造船(株)製品とする。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

スイングパドルほか3点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回買入するスイングパドルほか3点は、日立造船（株）設計・施工による舞洲工場加熱脱塩素化処理装置の主要部品であり、本製品の詳細寸法、仕様、材質は非公開のため他社では知りえず、同社以外の製品を使用することは不可能である。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

投入扉スライドゲート巻上装置（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入する投入扉スライドゲート巻上装置は、日立造船(株)施工による舞洲工場ごみ供給受入設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開の為他社では構造を知りえず、使用部品の調達も不可能であるため、日立造船(株)製品の選定を行う。

（2）業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号 06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

AO モジュールほか 3 点 (西淀工場) 買入

2 契約の相手方

富士電機 (株)

3 随意契約理由

1) 製品指定理由

今回買入する AO モジュールほか 3 点は富士電機 (株) において独自の技術により設計・施工された電子計算機設備の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては製作不可能であるため富士電機 (株) の製品を指定する。

2) 業者選定理由

本部品は、富士電機 (株) のみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって富士電機 (株) と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
(電話番号 06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

エレメントパイプ（平野工場）（その2）買入

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入するエレメントパイプは、平野工場ボイラ設備のストブローアの主要部品であり、JFEエンジニアリング(株)と汽罐部品製造(株)により設計された特注品である。従って本部品は、形状寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品を使用することは不可能である。

（2）業者選定理由

本部品はJFEエンジニアリング(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、JFEエンジニアリング(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称
火格子部品 # 1 ほか 17 点(東淀工場)買入

2 契約の相手方
日立造船株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する東淀工場火格子部品 # 1 ほか17点は、日立造船株式会社製の東淀工場焼却設備の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、日立造船株式会社製の製品を指定するものである。

業者選定理由

本部品は日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。そのため、上記会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署
東淀工場 (電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

フィードテーブル先端鋳物ほか1点（八尾工場）買入

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

（1）機種選定理由

今回購入するフィードテーブル先端鋳物ほか1点は、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）製の八尾工場炉体設備に使用するものであり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・炉体設備条件との関係上、他社においては製作不可能である為、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）の製品を指定するものである。

（2）業者選定理由

本部品は三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

（電話番号072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

コンベヤ用エプロン（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

今回購入するコンベヤ用エプロンは、日立造船(株)施工による舞洲工場破碎施設における可燃・不燃設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開のため他社では知りえず、使用部品の調達が不可能である。よって、日立造船(株)製品とする。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

電気ガバナ（平野工場）買入

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する電気ガバナは、平野工場タービン設備の主要部品であり、ウッドワード・ジャパン（株）が JFE エンジニアリングの設計仕様に基づき製作した特殊品である。従って本部品は、形状寸法及び性能保証の関係から他社製品を使用することは不可能である。

(2) 業者選定理由

本部品は JFE エンジニアリング(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、JFE エンジニアリング(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称
加熱脱塩素化装置部品 # 1 ほか 2 点(東淀工場)買入

2 契約の相手方
日立造船株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する加熱脱塩素化装置部品 # 1 ほか 2 点は、日立造船株式会社製の東淀工場加熱脱塩素化装置の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、日立造船株式会社製の製品を指定するものである。

業者選定理由

本部品は日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。そのため、上記会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署
東淀工場 (電話番号 06-6327-4541)